

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成24年11月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成24年10月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人NPO弥彦観光
- 3 代表者の氏名  
遠藤 雅秀
- 4 主たる事務所の所在地  
西蒲原郡弥彦村大字弥彦1111番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、弥彦に来た観光客や地域住民に対して、弥彦村を含む近隣市町村の工業製品や農産物、芸術、観光地点の紹介と触れ合える場を提供する事業を行い、地域の相互発展に寄与する事を目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 観光の振興を図る活動
  - (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 科学技術の振興を図る活動
  - (5) 経済活動の活性化を図る活動